

契約締結前交付書面 新旧対照表

下線部は変更点を示しています。

現 行	改 正 後
<p><前略></p> <p>2. 匿名組合契約締結にあたってのリスクについて</p> <p><中略></p> <p>(5) ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、お客様から、ラッキーバンク・インベストメント株式会社に対する<u>出資金及び配当金等の預託</u>を受けることとなりますので、ラッキーバンク・インベストメント株式会社について倒産手続が開始された際、お客様からの当該<u>預託金</u>が倒産財団に組み込まれる法的リスクがあります。この場合には、お客様に対して当該<u>預託金</u>の返還をすることができないこととなる結果、お客様の当該<u>預託金</u>に欠損が生じる可能性があります。</p> <p><中略></p> <p>お客様が行う金融商品取引行為について、ラッキーバンク・インベストメント株式会社その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合</p> <p><中略></p> <p>(2) ラッキーバンク・インベストメント株式会社の信用状態による影響</p> <p>お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社が締結することとなる匿名組合契約においては、ラッキーバンク・インベストメント株式会社はお客様から金銭の出資を受けることとなりますが、当該出資金は、出資された段階でラッキーバンク・インベストメント株式会社の資産となります。したがって、仮にラッキーバンク・インベストメント株式会社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を返還することができないこととなり、結果として、お客様の出資金元本額に損失が発生する場合があります。</p> <p>また、ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、お客様から、ラッキーバンク・インベストメント株式会社に対する<u>出資金及び</u></p>	<p><前略></p> <p>2. 匿名組合契約締結にあたってのリスクについて</p> <p><中略></p> <p>(5) ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、お客様から、ラッキーバンク・インベストメント株式会社に対する<u>出資金</u>（お支払いのために、一時的にお預かりする分配金を含みます。以下同じ。）<u>を受けることとなりますので、ラッキーバンク・インベストメント株式会社について倒産手続が開始された際、お客様からの当該出資金が倒産財団に組み込まれる法的リスクがあります。この場合には、お客様に対して当該出資金の返還をすることができないこととなる結果、お客様の当該出資金に欠損が生じる可能性があります。</u></p> <p><中略></p> <p>お客様が行う金融商品取引行為について、ラッキーバンク・インベストメント株式会社その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合</p> <p><中略></p> <p>(2) ラッキーバンク・インベストメント株式会社の信用状態による影響</p> <p>お客様とラッキーバンク・インベストメント株式会社が締結することとなる匿名組合契約においては、ラッキーバンク・インベストメント株式会社はお客様から金銭の出資を受けることとなりますが、当該出資金は、出資された段階でラッキーバンク・インベストメント株式会社の資産となります。したがって、仮にラッキーバンク・インベストメント株式会社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を返還することができないこととなり、結果として、お客様の出資金元本額に損失が発生する場合があります。</p> <p>また、ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、お客様から、ラッキーバンク・インベストメント株式会社に対する<u>出資金を受</u></p>

現 行	改 正 後
<p>配当金等の預託を受け入れることとなります。ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、当該<u>預託金</u>について、適切に分別管理して参りますが、破産法、民事再生法その他の倒産法手続きに基づき、ラッキーバンク・インベストメント株式会社についてかかる倒産手続きが開始された際、当該<u>預託金</u>が倒産財団に組み込まれる法的リスクがあります。この場合には、お客様に対して<u>預託金</u>全額の返還をすることができないこととなる結果、お客様の<u>預託金</u>に欠損が生じる可能性があります。</p> <p><中略></p> <p>ラッキーバンク・インベストメント株式会社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要</p> <p><中略></p> <p>(2) 上記の取引の方法としては、以下のとおりとなります。</p> <p>① お客様は、ラッキーバンク・インベストメント株式会社に取引口座（預かり口）を開設し、ラッキーバンク・インベストメント株式会社への匿名組合出資金を預託していただきます。</p> <p>② お客様は、本ホームページ上において、本借入人に対する貸付事業に出資するための出資申込手続きを行っていただきます。</p> <p>③ 出資申込手続きに基づき、お客様が上記貸付事業に出資する条件を満たした場合には、ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、上記お客様の取引口座（預かり口）から、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の貸付専用口座に、お客様から<u>預託</u>を受けていた出資金を送金いたします。</p> <p><中略></p> <p>⑤ ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、計算期間毎に、本営業により生じた利益及び損失を分配し、分配すべき現金がある場合には、<u>上記取引口座（預かり口）</u>に送金いたします。</p> <p>出資対象事業持分取引契約に関する事項</p>	<p>け入れることとなります。ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、当該<u>出資金</u>について、適切に分別管理して参りますが、破産法、民事再生法その他の倒産法手続きに基づき、ラッキーバンク・インベストメント株式会社についてかかる倒産手続きが開始された際、当該<u>出資金</u>が倒産財団に組み込まれる法的リスクがあります。この場合には、お客様に対して<u>出資金</u>全額の返還をすることができないこととなる結果、お客様の<u>出資金</u>に欠損が生じる可能性があります。</p> <p><中略></p> <p>ラッキーバンク・インベストメント株式会社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要</p> <p><中略></p> <p>(2) 上記の取引の方法としては、以下のとおりとなります。</p> <p>① お客様は、本ホームページ上において、本借入人に対する貸付事業に出資するための出資申込手続きを行っていただきます。</p> <p>② お客様は、ラッキーバンク・インベストメント株式会社に取引口座（預かり口）を開設し、ラッキーバンク・インベストメント株式会社への匿名組合出資金をお支払いいただきます。</p> <p>③ 出資申込手続きに基づき、お客様が上記貸付事業に出資する条件を満たした場合には、ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、上記お客様の取引口座（預かり口）から、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の貸付専用口座に、お客様から<u>お支払いを受けた出資金</u>を送金いたします。</p> <p><中略></p> <p>⑤ ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、計算期間毎に、本営業により生じた利益及び損失を分配し、分配すべき現金がある場合には、<u>予めご登録いただいた払戻し用銀行口座</u>に送金いたします。</p> <p>出資対象事業持分取引契約に関する事項</p>

現 行	改 正 後
<p><中略></p> <p>3. 出資対象事業持分取引契約の締結の申込に関する事項、及び出資又は拠出する金員の払込みに関する事項</p> <p><中略></p> <p>(2) 出資金の預託 お客様は、下記(3)による本営業に関する匿名組合契約の申込みを行う前に、本営業に対してお客様が出資しようとする金額その他匿名組合契約が成立した場合にラッキーバンク・インベストメント株式会社に対して支払いが必要となる金額の全額を、上記取引口座（預かり口）に送金して預託するものとします。お客様は、同金額の入金確認後にのみ、出資申込み手続きをすることができるものとします。同金額の預託に必要な銀行手数料はお客様の負担とします。</p> <p>(3) 契約締結の申込</p> <p><中略></p> <p>③ ラッキーバンク・インベストメント株式会社の定める募集手続規則に従い、お客様の匿名組合契約申込条件について営業者が承諾し、その旨の通知をお客様にした場合には、ラッキーバンク・インベストメント株式会社との間で匿名組合契約が成立したものと、<u>ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、お客様が取引口座に預託した金員のうち、本営業のためにお客様が出資する金額に相当する金額を、本匿名組合員出資金として、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の貸付専用口座に送金するものとします。</u></p>	<p><中略></p> <p>3. 出資対象事業持分取引契約の締結の申込に関する事項、及び出資又は拠出する金員の払込みに関する事項</p> <p><中略></p> <p>(2) 出資金のお支払い お客様は、下記(3)による本営業に関する匿名組合契約の申込みが完了した日の翌日から2営業日以内に、本営業に対してお客様が出資しようとする金額その他匿名組合契約が成立した場合にラッキーバンク・インベストメント株式会社に対して支払いが必要となる金額の全額を、上記取引口座（預かり口）に送金するものとします。同金額の送金に必要な銀行手数料はお客様の負担とします。</p> <p>(3) 契約締結の申込</p> <p><中略></p> <p>③ ラッキーバンク・インベストメント株式会社の定める募集手続規則に従い、お客様の匿名組合契約申込条件について営業者が承諾し、その旨の通知をお客様にした場合には、ラッキーバンク・インベストメント株式会社との間で匿名組合契約が成立したものと、<u>お客様は、本営業のためにお客様が出資する金額に相当する金額を、本匿名組合員出資金として、取引口座に送金するものとします。</u></p>

以上